

平成19年10月4日

全国専修学校各種学校総連合会  
会長 中込 三郎 殿

全国専門学校リハビリテーション協会

会長 福田 益和



「全国専門学校リハビリテーション協会の全国専修学校各種学校総連合会分野別専門部会としての設置にかかる承認願ひ」

標記の件につき、本会を全国専修学校各種学校総連合会分野別専門部会として承認いただきたく、全専各連「会則第38条2項」ならびに「会則施行細則第13条」の規定に従い、下記の書類を提出いたしますので、お取り計らい下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- |    |           |     |
|----|-----------|-----|
| 1. | 会則        | 1通  |
| 2. | 事業収支計画    | 1通  |
| 3. | 全専各連理事推薦書 | 33通 |
| 4. | 会員校名簿     | 1通  |

以上

<お問い合わせ先>

全国専門学校リハビリテーション協会 事務局

## 「リハビリテーション学校マネジメントコンソーシアム設立趣意書」

近年理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「PT・OT・ST」とする）の養成校は全国に於いて急速に開設されており、乱立による経営環境の悪化や教育の質的低下が懸念されています。

各加盟校が、自校や当該分野の専修学校（以下「専門学校(養成校)」とする）を取巻く諸問題について地域を越えて、率直に意見や情報の交換を行い協調して改善に取り組むことにより、より効果的・相乗的な発展を目指します。

具体的には、専門学校(養成校)における教育の質等を担保・向上させるための活動として、自己点検・第三者評価等の検討・基準の作成、教員研修・卒業生に対する研修会の共同開催、学生の相互交流活動などを実施します。

また、同じ指定規則に基づく養成施設でありながら、所轄省庁の違いによるいわゆる1条校や大学との取扱い差別は、その根拠も明確になされないまま事実上黙認され、専門学校(養成校)がおかれている状況は極めて不条理なものであり、将来的には専門学校(養成校)における良好な教育環境の保持・継続に対する障害となる可能性を包含しておりこのまま放置・容認することはできません。全国専修学校各種学校総連合会との連携も視野にこのような制度等の不均衡の是正・改善に向けた活動を含めて、各方面に対し積極的に問題提起・提言等も行って参ります。

本会は、既存の養成校団体及び各職域団体等と相反することなく、専門学校におけるPT・OT・STの養成についてマネジメントという視点から学校運営の健全化、教育の伸展を図ることを目的とした経営者の集まりとして設立するものです。

平成15年8月28日

## 全国専門学校リハビリテーション協会会則

### 【名称】

第1条 本会は、全国専門学校リハビリテーション協会と称する。

### 【目的】

第2条 本会は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する専修学校の運営に関する共通事項について、相互に連携協力し、教育の伸展、質的向上、健全化を図ることを目的とする。

### 【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自己点検、評価の共通化とその開示に関すること
- (2) 指定養成規則等の問題点と改善に関すること
- (3) 臨床実習の問題点と改善に関すること
- (4) 共通入学試験、国家対策模擬試験に関すること
- (5) 統一基準による広報活動に関すること
- (6) 教育コンテンツ共同研究、開発に関すること
- (7) 特別講義等の共同企画、共同開催に関すること
- (8) 卒業後教育等に関する共同研究に関すること
- (9) 第三者評価対応の研究に関すること
- (10) 全ての事業のIT化に関すること
- (11) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

### 【会員】

第4条 本会の設立主旨に賛同し、全国専修学校各種学校総連合会に加盟する全国の専修学校を会員とする。

- 2 各校の代表者は、各養成校の設立母体法人の理事長、又は学校長とする。  
但し、理事長は、自らが推薦するものを代理者とすることができる。

### 【入会】

第5条 本会の入会については、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会の承認を受けたものは、所定の入会届を提出し、入会金として10万円を納付しなければならない。

### 【役員】

第6条 本会には、次の役員及び監事を置く。

- (1) 理事 10名(内、会長1名、副会長2名)以内
- (2) 監事 2名

第7条 会長及び副会長は、理事会において互選する。

- 2 理事は、総会において選任する。
- 3 監事は、理事会から推薦されたものを総会において承認する。

### 【任期】

第8条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補充により就任した役員の仕事は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

### 【役員の仕事】

第9条 会長は、本会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐とし、会長に事故あるときは会長の仕事をを行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

### 【総会】

第10条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 事業計画の決定
  - (3) 会長及び副会長の承認
  - (4) 収支予算の決定及び決算の承認
  - (5) その他重要と認められる事項

### 【総会の召集】

- 第11条 定例総会は毎年1回、第17条3項に定める会計年度終了後3ヶ月以内に会長が召集する。
- 2 臨時総会は、特定の事項について理事会が必要と認めるとき、又は、第4条に定める会員の2分の1以上から、会議の目的たる事項を示して要求があったときに、1ヶ月以内に会長が召集する。
  - 3 総会の召集にあたっては、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各会員に通知するものとする。
  - 4 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会できない。
  - 5 総会の議事は、この会則に別段定めがある場合のほか、出席者の過半数で決し、同数の時は、議長が決する。
  - 6 議長は、会長が指名する。

### 【理事会】

- 第12条 この会に理事会を置く。
- 2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会から委任された事項及び総会の議決を要しない事項を決議し、総会に付議すべき事項を審議する。
  - 3 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

### 【理事会の召集】

- 第13条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 理事在籍数の3分の1以上のものから、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は1ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。

### 【理事会の決議】

- 第14条 理事会は、定数の2分の1以上の出席者が無ければ開催できない。
- 2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、同数の場合は、議長が決する。
  - 3 理事会の議長は、会長とする。

### 【議事録】

- 第15条 理事会の議事録は、理事会議長が作成し、理事会議長及び出席代表者2名が記名の上、保存する。

### 【委員会】

- 第16条 当会の諸問題を具体的に検討するため委員会を設けることができる。
- 2 委員会の発足及び解散は、業務内容を理事会で決定し、総会で報告する。
  - 3 委員長及び委員は、理事会で選任し、会長が委嘱する。
  - 4 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。
  - 5 委員長は、委員会の検討内容を理事会に報告しなければならない。

### 【会費】

- 第17条 年会費は、会員校ごとに20万円とする。
- 但し、事業内容等により特別の費用が発生した場合は、総会の承認をもって特別会費を徴収することができる。
- 2 同一法人が運営する2校以上が加盟する場合は、会員校1校につき第17条1項に定める年会費に2分の1を乗じた額とする。
  - 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月末日までとする。

### 【事務局】

- 第18条 本会の事務局は、原則として、会長の所属する学校内に置く。

### 【会則の変更】

- 第19条 この会則は、総会において出席者の3分の2の議決により変更することができる。

### 【附則】

- 第20条 この会則は、平成15年8月28日より施行する。
- 2 この会則の施行以前については、発起人会の議決をもってこれにかえるものとする。
  - 3 初年度についての会計年度は、この会則施行後から、平成16年3月末日までとする。
  - 4 本会則第5条2項に定める入会金は、平成18年度の加盟校については免除する。
  - 5 この会則は、平成18年6月9日より改定する。
  - 6 この会則は、平成19年6月27日より改定する。

## 『平成18年度リハビリテーション学校マネジメントコンソーシアム事業報告』

### 【理事会・総会】

定期総会（理事会）開催 於：学校法人北杜学園（仙台市）[H18.6.8]

理事会開催 於：学校法人片柳学園（東京都）[H19.3.27]

### 【委員会】

自己点検評価委員会開催 於：学校法人福田学園（大阪市）[H18.5.29]

※自己点検評価基本項目及び評価様式作成（一般・養成校）

### 【その他】

新規加盟校募集〔対象：全国専修学校各種学校総連合会に加盟する PT・OT・ST 養成校〕

## 『平成19年度リハビリテーション学校マネジメントコンソーシアム事業計画』

### ■ 会 議

#### 【総会・理事会】

定期総会 於：大阪滋慶学園（大阪市）[H19.6.26]

#### 【検討会】

文部科学省委託事業検討会 於：学校法人麻生塾（福岡市）[H19.4.7]

### ■ 事業計画

1. 全国専修学校各種学校総連合会 - 分野別専門部会(リハビリテーション部会)承認に向けて

※平成19年度定期総会(平成19年6月26日)第6号議案の審議において、会則第1条(名称)の変更が承認された。

新名称：「全国専門学校リハビリテーション協会」とする。

(旧名称：リハビリテーション学校マネジメントコンソーシアム)

2. 学校種別(大学と専門学校等)による指定規則(定員遵守等)の取扱い格差是正に向けて

※担当者から所轄省(厚生労働省・文部科学省)としての見解聴取を行う。

3. 文部科学省委託事業「平成19年度 専修学校教育重点支援プラン」の共同申請

〔添付資料〕「専修学校教育重点支援プラン」事業計画書(文部科学省提出のもの)

○委員長 学校法人麻生塾

○事業名「e-ラーニングを活用した医療技術者を育成する疾患理解指導方法の開発」

4. 情報交換会の実施(必要により)

平成19年度 全国専門学校リハビリテーション協会収支予算

一般会計収支予算

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

収入の部		支出の部	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
会費収入	2,800,000	管理費	2,220,000
入会金	100,000	総会・理事会等会議費	1,500,000
前年度繰越金	4,214,519	情報交換会会議費	500,000
寄付金収入	0	消耗品費	50,000
受託事業収入	0	通 信 費	50,000
預金利息	0	事務局業務委託費	120,000
雑収入	0		
		委員会	2,400,000
		①全専各連部会化関連	400,000
		②国家試験対策関連	400,000
		③臨床実習関連	400,000
		④教育コンテンツ共同開発関連	400,000
		⑤卒後教育関連	400,000
		⑥指定養成基準関連	400,000
		予備費	2,494,519
今期収入計	7,114,519	今期支出計	7,114,519
		次期繰越金	0
合 計	7,114,519	合 計	7,114,519

全国専門学校リハビリテーション協会 会員名簿

NO	都道府県	本会 役職	法 人 名	役職	氏名	全専各連
			学 校 名			
1	北海道	理事	学校法人吉田学園	理事長	吉田 松雄	会員校
			北海道リハビリテーション大学校			
2	北海道	監事	学校法人西野学園	理事長	前鼻 英蔵	会員校
			札幌リハビリテーション専門学校			
3	宮城県	監事	学校法人北杜学園	理事長	鈴木 忠	会員校
			仙台医療技術専門学校			
4	宮城県		学校法人北杜学園	副校長	安彦 滋夫	会員校
			仙台医療福祉専門学校			
5	東京都	副会長	学校法人敬心学園	理事長	小林 光俊	会員校
			臨床福祉専門学校			
6	東京都	理事	学校法人片柳学園	学校長	千葉 茂	会員校
			日本工学院専門学校			
7	神奈川県	副会長	学校法人岩崎学園	理事長	岩崎 幸雄	会員校
			横浜リハビリテーション専門学校			
8	大阪府	理事	学校法人大阪滋慶学園	常務理事	橋本 勝信	会員校
			大阪医療福祉専門学校			
9	大阪府	会長	学校法人福田学園	理事長	福田 益和	会員校
			大阪リハビリテーション専門学校			
10	広島県		学校法人古沢学園	理事長	古沢 敏昭	会員校
			広島医療保健専門学校			
11	香川県	理事	学校法人穴吹学園	専務理事	大平 康喜	会員校
			専門学校穴吹リハビリテーションカレッジ			
12	香川県		学校法人大麻学園	副理事長	大麻 正晴	会員校
			四国医療専門学校			
13	福岡県	理事	学校法人麻生塾	副理事長	古野 金廣	会員校
			麻生リハビリテーション専門学校			
14	熊本県		学校法人青照学舎	理事長	竹村 照章	会員校
			メディカルカレッジ青照館			
15	鹿児島県		学校法人原田学園	学校長	原田 孝三郎	会員校
			鹿児島医療技術専門学校			

## 推薦者名簿

(敬称略、順不同)

NO	所在地	全専各連 役職	推薦者			
			推薦者名	法人名	学校名	役職
1	北海道	副会長	吉田 松雄	学校法人吉田学園	吉田学園情報ビジネス専門学校	理事長
2	群馬	副会長	中島 利郎	学校法人有坂中央学園	中央情報経理専門学校	理事長
3	静岡	副会長	中村 徹	学校法人中村学園	静岡福祉医療専門学校	学校長
4	宮崎	副会長	川越 宏樹	学校法人宮崎総合学院	宮崎情報ビジネス専門学校	理事長
5	秋田	常任理事	江島 清彦	学校法人敬愛学園	秋田県理容美容専門学校	学校長
6	茨城	常任理事	八文字 敏宏	学校法人八文字学園	水戸経理専門学校	理事長
7	埼玉	常任理事	岡本 比呂志	学校法人中央情報学園	中央情報専門学校	理事長
8	神奈川	常任理事	岩崎 幸雄	学校法人岩崎学園	情報科学専門学校	理事長
9	愛知	常任理事	磯村 義安	学校法人光陽学園	日替調理専門学校	理事長
10	京都	常任理事	田中 幸雄	学校法人大和学園	京都調理師専門学校	理事長
11	兵庫	常任理事	稲葉 豊	学校法人神戸学園	専門学校アートカレッジ神戸	理事長
12	福岡	常任理事	高山 哲信	学校法人高山学園	専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス	理事長
13	全専協	常任理事	小泉 凱彦	学校法人食糧学院	東京栄養食糧専門学校	理事長
14	北海道	理事	栗谷川 悠	学校法人栗谷川学園	北海道造形デザイン専門学校	理事長
15	北海道	理事	宮崎 善昭	財団法人北海道YMCA	YMCA英語スポーツ専門学校	総主事
16	岩手	理事	龍澤 正美	学校法人龍澤学館	盛岡医療福祉専門学校	理事長
17	宮城	理事	千葉 雅保	学校法人文理学院	専修学校河合塾仙台校	理事長
18	山形	理事	山本 恒雄	学校法人山本学園	竹田家政専門学校	理事長
19	福島	理事	岡部 隆男	学校法人郡山学院	ケイセンビジネス公務員カレッジ	理事長
20	新潟	理事	渡辺 敏彦	学校法人新潟総合学院	新潟ビジネス専門学校	学院長
21	長野	理事	黒木 亮谷	学校法人黒木学園	長野カレッジオブキャリア	理事長
22	千葉	理事	秋葉 英一	学校法人秋葉学園	千葉情報経理専門学校	理事長
23	東京	理事	小林 光俊	学校法人敬心学園	日本福祉教育専門学校	理事長
24	東京	理事	千葉 茂	学校法人片柳学園	日本工学院八王子専門学校	学校長
25	岐阜	理事	齋木 寛治	学校法人土岐学園	専修学校中部国際自動車大学校	理事長
26	大阪	理事	古武 一成	学校法人古武学園	高津理容美容専門学校	理事長
27	大阪	理事	上田 哲也	学校法人上田学園	上田安子服飾専門学校	理事長
28	島根	理事	坪内 孝満	学校法人坪内学園	専門学校松江総合ビジネスカレッジ	理事長
29	岡山	理事	平田 眞一	学校法人第一平田学園	中国デザイン専門学校	理事長
30	香川	理事	大麻 正晴	学校法人大麻学園	四国医療専門学校	副理事長
31	高知	理事	佐竹 茂市	学校法人龍馬学園	高知情報ビジネス専門学校	学園長
32	佐賀	理事	堤 惟義	学校法人佐賀コンピュータ学院	佐賀コンピュータ専門学校	理事長